

◇ 会社法施行後も現状維持する会社の登記

Q : 当社は、会社法が施行されても現状のままでもいいと思っていますが、何か登記しなければならないことはあるのですか？

A : 現状維持でも登記が必要になることもありますので、注意してください。

【解説】

会社法によって新たに登記事項とされたものについては、ほとんどが登記官の職権で登記されますので、特に登記手続きをする必要はありませんが、次のような事項については登記が必要ですから注意してください。

① 有限会社

定款に議決権の数又は議決権を行使できる旨を規定している場合や持分について、利益の配当又は残余財産にかかる別段の定めがある場合は、会社法上「種類株式」としてみなされますので、株式の種類、内容及び種類ごとの数を登記しなければなりません。

② 株式会社

- ・ 株式の買受け又は消却に関する定款の定めがある場合は、会社法上「種類株式」としてみなされますので、その株式の内容を登記しなければなりません。
- ・ 商法特例法の大会社又はみなし大会社である株式会社の場合は、監査役及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされますので、監査役会設置会社である旨、社外監査役についてその旨、会計監査人の氏名又は名称を登記しなければなりません。

